

鹿角市告示第2号

下記施設の指定管理者を次のとおり指定したので、鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鹿角市規則第1号）第6条第1項の規定に基づき、告示する。

平成30年1月4日

鹿角市長 児 玉 一

記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称及び事務所の所在地	指定の期間
鹿角市花輪市民センター	花輪地域づくり協議会 (鹿角市花輪字八正寺13番地)	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで (5年)
鹿角市十和田市民センター及びその附属施設	十和田地域づくり協議会 (鹿角市十和田毛馬内字城ノ下7番地5)	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで (5年)
鹿角市尾去沢市民センター及びその附属施設	尾去沢市民センター協議会 (鹿角市尾去沢字軽井沢46番地5)	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで (5年)
鹿角市八幡平市民センター及びその附属施設	八幡平地域づくり協議会 (鹿角市八幡平字小豆沢碓114番地)	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで (5年)